# 全国自治体議会の運営に関する実態調査2017【集計表(2017年7月21日段階)】

対象自治体:全体1788自治体【47都道府県、20政令市、23特別区、771市、927町村】/回答自治体:全体1485自治体(83%)【47都道府県、20政令市、23特別区、743市(96%)、653町村(70%)】

# ◇議会改革および議会の状況について

# Q1【議会改革取り組み状況】

議会改革について、現在、特段の態勢をとっていますか?

_(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道府	守県	政令	市	特別	川区	7	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 議会運営委員会の案件として検討している	386	26.0%	9	19.1%	3	15.0%	5	21.7%	227	30.6%	142	21.7%
2. 特別委員会を設置して検討している	316	21.3%	0	0.0%	2	10.0%	3	13.0%	180	24.3%	131	20.1%
3. 議員のみで構成する調査会・検討会などで検討している	195	13.1%	11	23.4%	9	45.0%	11	47.8%	114	15.4%	50	7.7%
4. 議員以外の専門家あるいは市民も参加する組織で検討している	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
5.「1」~「4」以外の常設の議会改革推進組織を設置している	76	5.1%	10	21.3%	3	15.0%	0	0.0%	51	6.9%	12	1.8%
6. その他の態勢で検討している	77	5.2%	3	6.4%	1	5.0%	1	4.3%	37	5.0%	35	5.4%
7. 議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散している	81	5.5%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%	37	5.0%	40	6.1%
8. 現在、特段の態勢はとっていない(「1」~「7」に該当しない)	351	23.6%	10	21.3%	2	10.0%	3	13.0%	96	12.9%	240	36.8%

# Q2【議会基本条例】(1)

議会基本条例の制定を予定していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道府	计県	政令	市	特別	川区	ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	4	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	2	0.3%
1. 制定すべきかどうかを検討中である	143	9.6%	1	2.1%	1	5.0%	4	17.4%	60	8.1%	77	11.8%
2. 制定の方針で検討に着手している	63	4.2%	1	2.1%	0	0.0%	2	8.7%	35	4.7%	25	3.8%
3.2017年3月には制定の見込み(予定含む)である	19	1.3%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	11	1.5%	6	0.9%
4.2017年7月までの制定をめざしている(予定)	6	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	2	0.3%
5.2017年中の制定をめざしている(予定)	12	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.8%	6	0.9%
6. 議会基本条例を制定済み(改正は行っていない)	390	26.3%	10	21.3%	8	40.0%	2	8.7%	234	31.5%	136	20.8%
7. 議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている	299	20.1%	20	42.6%	7	35.0%	0	0.0%	201	27.1%	71	10.9%
8. 現時点では制定の予定はない	549	37.0%	14	29.8%	3	15.0%	15	65.2%	189	25.5%	328	50.2%

# Q2【議会基本条例】(2)(該当議会のみ)(複数回答)

(1)で選択肢「6」および「7」を選択された「議会基本条例を制定済み」の議会に伺います。2016年末までに議会基本条例の運用実績の評価を議会として実施し、その内容を公開(来庁による印刷物閲覧のほか 議会のホームページ上で)しましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	本	都道座	<b></b>	政令	市	特別	川区	7	<b>5</b>	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	799	53.8%	17	36.2%	5	25.0%	21	91.3%	310	41.8%	446	68.3%
1. 議会運営委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した	39	2.6%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	27	3.6%	11	1.7%
2. 特別委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した	17	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.0%	2	0.3%
3. 評価のための特別な組織を設けて運用実績の評価を行い、公開を実施した	16	1.1%	3	6.4%	1	5.0%	0	0.0%	5	0.7%	7	1.1%
4. 運用実績の評価・公開は行ったが、評価実施組織は「1」~「3」に該当しない	17	1.1%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	10	1.3%	5	0.8%
5. 運用実績の評価は行ったが、公開はしていない	93	6.3%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	54	7.3%	37	5.7%
6. 運用実績の評価は行っていない	506	34.1%	24	51.1%	12	60.0%	2	8.7%	322	43.4%	146	22.4%

### Q2【議会基本条例】(3)(該当議会のみ)(複数回答)

(1)で選択肢「7、議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている」とした議会に伺います。2016年末までに実施した改正内容はどのようなものですか?

(1) (医)が成っ、戦五至不不)がと明んがいてめた。め上しけっている」とした戦五に同いよう。という十八よく		//~W.L.F	1000	V) O ) O		<i>73</i> .						
(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道	府県	政⁴	市	特別	川区	市	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1184	79.7%	27	57.4%	13	65.0%	23	100.0%	541	72.9%	580	88.8%

1. 政務調査費から政務活動費への規程変更	177	11.9%	18	38.3%	6	30.0%	0	0.0%	137	18.5%	16	2.5%
2. 議決事件の追加・変更	93	6.3%	0	0.0%	3	15.0%	0	0.0%	51	6.9%	39	6.0%
3. 議会による住民投票に関する条項の追加・変更	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	1	0.2%
4. 議会への住民参加(政策提案制度を含む)に関する条項の追加・変更	38	2.6%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	24	3.2%	12	1.8%
5. 議会における協議・政策審議のための組織に関する条項の追加・変更	22	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.0%	7	1.1%
6. 議会の附属機関や調査機関に関する条項の追加・変更	27	1.8%	2	4.3%	1	5.0%	0	0.0%	16	2.2%	8	1.2%
7.「1」~「6」に該当しない内容での改正も行った	125	8.4%	3	6.4%	0	0.0%	0	0.0%	87	11.7%	35	5.4%

# Q3【自治基本条例】

自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)の制定を予定していますか?

(単数回答∶1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	区	Ħ	วั	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 制定へ向けて具体的に検討中(議会または執行機関にて)	42	2.8%	0	0.0%	2	10.0%	0	0.0%	27	3.6%	13	2.0%
2. 議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)を制定済み	65	4.4%	3	6.4%	1	5.0%	1	4.3%	38	5.1%	22	3.4%
3. 議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)を制定済み	326	22.0%	2	4.3%	6	30.0%	8	34.8%	213	28.7%	97	14.9%
4. 現時点では制定の予定はない	1051	70.8%	42	89.4%	11	55.0%	14	60.9%	464	62.5%	520	79.6%

# Q4【議長選出時の公約·所信表明】

議長選出に先立って、議長になろうとする議員が、本会議、全員協議会等、全議員の前で、公約や所信を表明する機会を設けていますか?

	THE ET THE THE TENT OF THE TEN											
(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	川区	T T	ភ	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
1. 本会議で、公約や所信を表明する機会を設けている	94	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	32	4.3%	62	9.5%
2. 全員協議会等本会議以外の場(休憩中を含む)で、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けて	491	33.1%	3	6.4%	7	35.0%	0	0.0%	296	39.9%	185	28.3%
3. 議長選出に先立って、全議員の前で公約や所信を表明する機会は設けていない	898	60.5%	44	93.6%	13	65.0%	23	100.0%	414	55.8%	404	61.9%

### Q5【地方自治法改正への対応】(1)

2011年の地方自治法改正で「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」(旧第二条④)とする「基本構想」の策定義務が廃止されました。これを受けての貴自治体(議会または執行機関)での取り組みはどのようなものですか?

(単数回答:1つお選びください)	全	本	都道	<b></b>	政令	市	特別	引区	ī ī	ħ	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
1.「基本構想」を策定し、議決することを定める条例(※)の新規制定または既存の条例の改正を実施した	733	49.4%	3	6.4%	16	80.0%	11	47.8%	456	61.5%	247	37.8%
2. 既存の条例(※)の中で「基本構想」の策定・議決を定める条項があったため、新たな条例・条項の制定・	125	8.4%	24	51.1%	0	0.0%	1	4.3%	51	6.9%	49	7.5%
改廃は行わなかった												
3. 議決を経る「基本構想」(「総合計画」)方式を廃止し、新たな運営枠組みへ移行した	31	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	1.6%	19	2.9%
4. 取り組まれた内容は「1」~「3」には該当しない	68	4.6%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	36	4.9%	31	4.7%
5. 現在、特段の取り組みは行われていない	525	35.4%	20	42.6%	3	15.0%	11	47.8%	187	25.2%	304	46.6%

### Q5【地方自治法改正への対応】(2)

2012年の地方自治法改正で「普通地方公共団体の議会」は「条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」(第百二条の二)とされました。議会の「会期」制度について、現在、どのような態勢をとっていますか?

一/ことがありた。成立の、五列川川久について、処正、このありの巡方とこうでいる。												
(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	区	Ħ.	ī	町木	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
1. 会期に関する法改正を受けて、「通年制」(「通年の会期」制)を条例で定めた(施行済み及び2016年中よ	28	1.9%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.1%	19	2.9%
り施行予定である)												
2. 改正地方自治法に基づくものではない「通年制」(「通年の会期」制)を独自条例・要綱(会議条例など)に	41	2.8%	2	4.3%	2	10.0%	2	8.7%	17	2.3%	18	2.8%
基づき実施している												
3. 年4回定例会を開催する四期制を採用している	1398	94.1%	40	85.1%	16	80.0%	21	91.3%	715	96.4%	606	92.8%
4. 現在の態勢は「1」~「3」には該当しない	16	1.1%	4	8.5%	2	10.0%	0	0.0%	2	0.3%	8	1.2%

# Q5【地方自治法改正への対応】(3)(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、最近の地方自治法改正を受けて実現した以下の取り組み・権限の行使はありましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	本	都道	府県	政令	市	特別	引区	ī	ħ	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	6	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	5	0.8%
1. 議会の招集権に関する法改正を受けて、議長により臨時会が招集された	26	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	16	2.2%	10	1.5%
2. 議事運営に関する法改正を受けて、本会議における公聴会開催または参考人招致が実施された	8	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.7%	3	0.5%
3. 首長による「一般再議」請求の対象が拡大されたことを受けて、条例・予算以外での計画等の議決にお	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
いても首長が再議を求めた												
4.「1」~「3」の取り組み・権限の行使はなかった	1443	97.2%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	719	96.9%	634	97.1%

# ◇討議のあり方について

# Q6【一問一答の導入状況】

本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	7	<u> </u>	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 一問一答制を導入している(一問一答方式を選択できる)	1229	82.8%	25	53.2%	16	80.0%	2	8.7%	678	91.4%	508	77.8%
2. 一問一答制は導入していない	255	17.2%	22	46.8%	4	20.0%	21	91.3%	64	8.6%	144	22.1%

### Q7【首長等の反問(逆質問)】(1)

議員の質問、質疑に対する首長等の反問(逆質問)を明文化した規定によって認めていますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道原	<b></b>	政令	市	特別	川区	7	<b>5</b>	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
1. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容や趣意の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定	116	7.8%	4	8.5%	2	10.0%	0	0.0%	79	10.6%	31	4.7%
して、認めている												
2. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容を限定せずに、反問を認めている	39	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	26	3.5%	13	2.0%
3. 会議規則や条例で、内容や趣旨の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている	363	24.4%	9	19.1%	13	65.0%	1	4.3%	235	31.7%	105	16.1%
4. 会議規則や条例で、内容を限定せずに、反問を認めている	232	15.6%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	128	17.3%	102	15.6%
5. 明文化した規定は持たないが、議長が定例会(会期)ごとに首長等に反問(逆質問)権を付与する(認め	31	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.9%	24	3.7%
る) 運用を行っている												
6. 議員の質問、質疑に対する、首長等の反問(逆質問)は、認めていない	701	47.2%	31	66.0%	4	20.0%	22	95.7%	266	35.8%	378	57.9%

# Q7【首長等の反問(逆質問)】(2)

2016年1月1日~12月31日の間で、議員の質問、質疑に対する首長等(執行機関側)の反問(逆質問)はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道原	府県	政令	市	特別	引区	Ħ	<u> </u>	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	9	0.6%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	6	0.9%
1. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われた	220	14.8%	4	8.5%	5	25.0%	0	0.0%	149	20.1%	62	9.5%
2. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われなかった	1256	84.6%	42	89.4%	15	75.0%	23	100.0%	591	79.6%	585	89.6%

# Q8【自由討議(議員間討議)】

「議員間の討議(自由討議)」を行うことを規定していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	本	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	引区	ī	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 要綱や申し合わせ等で、議員間の自由討議について規定している	68	4.6%	2	4.3%	1	5.0%	1	4.3%	49	6.6%	15	2.3%
2. 会議規則や条例で、議員間の自由討議について規定している	578	38.9%	22	46.8%	13	65.0%	1	4.3%	381	51.3%	161	24.7%
3. 議員相互間の自由討議について、特に明文化された規定はない	839	56.5%	23	48.9%	6	30.0%	21	91.3%	312	42.0%	477	73.0%

### Q9【議員間討議の実施状況】(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、本会議または委員会で、首長提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための「議員間の討議(自由討議)」を行いましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全位	本	都道座	<b></b>	政令	市	特別	川区	Ħ	<b>5</b>	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	4	0.3%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%
1.「質疑」の時間帯に、議事をとめて(暫時休憩等)行った	32	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	21	2.8%	11	1.7%
2.「質疑」の時間帯に、議事をとめずに行った	50	3.4%	2	4.3%	4	20.0%	2	8.7%	22	3.0%	20	3.1%
3.「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめて、「議員間の	59	4.0%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	32	4.3%	25	3.8%
討議(自由討議)]の場を設定して行った												
4.「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめずに、「議員間	145	9.8%	3	6.4%	2	10.0%	0	0.0%	114	15.4%	26	4.0%
の討議(自由討議)」の場を設定して行った												
5. 「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する事実上の「議員間の討議(自由討	65	4.4%	3	6.4%	1	5.0%	0	0.0%	21	2.8%	40	6.1%
議)」を行った												
6. 首長提出議案の審査を行う際に、「議員間の討議」は行われなかった	1157	77.9%	37	78.7%	13	65.0%	22	95.7%	547	73.7%	538	82.4%

# ◇市民の参加について

### Q10【請願陳情における市民の提案説明】(1)

請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく)提出者として市民が希望した場合、会議で直接説明すること(趣旨や意見を聴く機会)を認めていますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道原	存県	政令	市	特別	別区	Ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議で直接説明することを認めている	251	16.9%	6	12.8%	5	25.0%	5	21.7%	174	23.5%	61	9.3%
2. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議の開催前(または休憩時間)に議員に直接説	83	5.6%	3	6.4%	5	25.0%	3	13.0%	55	7.4%	17	2.6%
明することをみとめている												
3. 請願または陳情の内容によって、議会(委員会)側が必要と判断する場合に、提出者として市民が直接	576	38.8%	21	44.7%	7	35.0%	6	26.1%	296	39.9%	246	37.7%
説明する機会(趣旨や意見を聴く機会)を設けることがある												
4. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することは想定していない	575	38.7%	17	36.2%	3	15.0%	9	39.1%	217	29.2%	329	50.4%

2017年2月3日13時訂正、以下「※」を削除いたしました。

※提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が「会議の開催前または休憩時間」に議員に直接説明することを認めているという場合も、「1」をお選びください。

### Q10【請願陳情における市民の提案説明】(2)

2016年1月1日~12月31日の間で、請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく)提出者として<u>市民が会議(開催前または休憩時間を含む)で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会はありました</u>

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
1. 請願または陳情の提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会があった	402	27.1%	11	23.4%	13	65.0%	10	43.5%	271	36.5%	97	14.9%
2. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することを想定していないので、市	378	25.5%	18	38.3%	3	15.0%	9	39.1%	173	23.3%	175	26.8%
民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会はなかった												
3. 請願または陳情の提出者が希望しなかったので、提出者として市民が会議で直接説明する機会はな	182	12.3%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%	91	12.3%	87	13.3%
4. 議会(委員会)の判断として、提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会は設	312	21.0%	14	29.8%	4	20.0%	3	13.0%	146	19.7%	145	22.2%
けなかった												
5. 請願または陳情(もしくは、審査するとした陳情)の提出はなかった	210	14.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	60	8.1%	149	22.8%

### Q11【傍聴者·希望者の発言】

2016年1月1日~12月31日の間、本会議または委員会で、陳情・請願の説明以外に、会議傍聴者または希望する市民が発言する機会はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	ī	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	0	0.0%
1. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認め、議事録に記録した	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.3%
2. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認めたが、議事録には記録	1	0.1%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
していない												
3. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認め、議事録に記録した(意	14	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.9%	7	1.1%
図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)												

4. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認めたが、議事録には記録	4	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	2	0.3%
していない(意図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)												
5. 会議傍聴者または希望する市民から発言の申出があったが、所定の委員会に諮った結果、発言を認め	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	2	0.3%
なかったため、発言する機会はなかった												
6. 陳情・請願の説明以外では、いかなる場合においても会議傍聴者または希望する市民が発言することを	958	64.5%	38	80.9%	16	80.0%	20	87.0%	524	70.6%	360	55.1%
認めていないので、発言する機会はなかった												
7. 発言を希望する市民・会議傍聴者がいなかったので、発言する機会はなかった	497	33.5%	7	14.9%	3	15.0%	3	13.0%	204	27.5%	280	42.9%

### Q12【公聴会·参考人】(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間で、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	川区	ī	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 公聴会を開催した	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
2. 参考人招致を行った	250	16.8%	34	72.3%	11	55.0%	6	26.1%	141	19.0%	58	8.9%
3. 2016年1月1日~12月31日の間で、公聴会の開催や参考人招致は行わなかった	1233	83.0%	13	27.7%	9	45.0%	17	73.9%	600	80.9%	594	91.0%

# Q13【市民との対話の場】(1)(回数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会は、何回ありましたか?

(記入回答:なかった場合には「0(ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)	全		都道		政令			別区	ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20		23		742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
[=0]	696	46.9%	19	40.4%	15	75.0%	15	65.2%	297	40.0%	350	53.6%
[>0]	789	53.1%	28	59.6%	5	25.0%	8	34.8%	445	60.0%	303	46.4%

### Q13【市民との対話の場】(2)(該当議会のみ)(複数回答)

あった場合、どのような機会(※)として設定されたものかお答えください。

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	川区	Ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	672	45.3%	19	40.4%	15	75.0%	15	65.2%	278	37.5%	345	52.8%
1. 議会報告会として	595	40.1%	5	10.6%	3	15.0%	4	17.4%	378	50.9%	205	31.4%
2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として	397	26.7%	23	48.9%	3	15.0%	5	21.7%	208	28.0%	158	24.2%
3. 住民の誰もが参加できる場として	369	24.8%	5	10.6%	2	10.0%	1	4.3%	232	31.3%	129	19.8%
4. 特定テーマについての意見交換の場として	351	23.6%	21	44.7%	4	20.0%	1	4.3%	219	29.5%	106	16.2%

# ◇公開・説明責任について

# Q14【議案・会議資料の事前公開】(1)

上程が予定されている議案本文(議案書)を、本会議への上程前に、公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)

	, T.											
(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道.	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	373	25.1%	6	12.8%	6	30.0%	12	52.2%	220	29.6%	129	19.8%
2. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホーム	117	7.9%	2	4.3%	10	50.0%	5	21.7%	82	11.1%	18	2.8%
ページから」も閲覧できる												
3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、公開はしていない(市民は閲覧できない)	994	66.9%	39	83.0%	4	20.0%	6	26.1%	440	59.3%	505	77.3%

# Q14【議案·会議資料の事前公開】(2)

議案本文(議案書)を、本会議への上程後、委員会等での審議の前に、公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)

- NATA NATE OF TAIN WATER OF SEATON BIN WITH COMPONENT OF STATE OF SEATON BIN THE SEATON BIN T	0100100 5E	5 6 7	15 /									
(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道.	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	766	51.6%	32	68.1%	3	15.0%	7	30.4%	399	53.8%	325	49.8%

2. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホー	170	11.4%	13	27.7%	8	40.0%	10	43.5%	122	16.4%	17	2.6%
ムページから」も閲覧できる												
3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程後も、委員会等での審議の前に、公開はしていない(市民は閲	392	26.4%	0	0.0%	1	5.0%	2	8.7%	114	15.4%	275	42.1%
覧できない)												
4. 本会議への上程前に、議案本文(議案書)を印刷物閲覧または「議会のホームページ」への掲載の方式	155	10.4%	2	4.3%	8	40.0%	4	17.4%	106	14.3%	35	5.4%
により公開しているため、「1」~「3」には該当しない。												

# Q14【議案·会議資料の事前公開】(3)

議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料(議案説明資料等)(議案一覧や日程・付託表等ではなく)(委員会資料等)を、審査が行われる会議の前に公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)

(単数回答:1つお選びください)	全	本	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	引区	Ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	397	26.7%	15	31.9%	5	25.0%	5	21.7%	232	31.3%	140	21.4%
2. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページ	65	4.4%	3	6.4%	2	10.0%	2	8.7%	48	6.5%	10	1.5%
から」も閲覧できる												
3. 議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料は、審査前に、公開はしていない(市民は	934	62.9%	28	59.6%	12	60.0%	15	65.2%	439	59.2%	440	67.4%
閲覧できない)												
4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない	89	6.0%	1	2.1%	1	5.0%	1	4.3%	23	3.1%	63	9.6%

### Q15【会議の公開状況】(1)

会議の公開について、どのように条例(委員会条例・自治基本条例・議会基本条例等)で定めていますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道座	<b>存県</b>	政令	市	特別	別区	ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 委員会は、委員長または委員会の許可によって傍聴できる(許可制である)	808	54.4%	16	34.0%	10	50.0%	3	13.0%	353	47.6%	426	65.2%
2. 条例により常任委員会のみ原則公開としている	6	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	3	0.5%
3. 条例により常任委員会、特別委員会を原則公開としている	49	3.3%	1	2.1%	3	15.0%	1	4.3%	25	3.4%	19	2.9%
4. 条例により常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則公開としている(すべての委員会の原則公	296	19.9%	18	38.3%	6	30.0%	15	65.2%	212	28.6%	45	6.9%
開を定めている場合は、「5」をお選びください)												
5. 条例によりすべての会議(代表者会議や全員協議会等々)を原則公開としている	254	17.1%	11	23.4%	1	5.0%	2	8.7%	146	19.7%	94	14.4%
6. 本会議を原則公開とした地方自治法の他、会議公開についての条例の定めはない	72	4.8%	1	2.1%	0	0.0%	2	8.7%	3	0.4%	66	10.1%

# Q15【会議の公開状況】(2)

常任委員会の傍聴についてどのように運営していますか?条例で原則公開としている場合は、その運用状況について最も近いものをお選びください。

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道风	苻県	政令	市	特別	引区	F	ក	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	5	0.3%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	1	0.2%
1. 特段の事情がない限り(通常)、認める運用を行っており、概ね希望者は傍聴できている	779	52.5%	24	51.1%	10	50.0%	15	65.2%	477	64.3%	253	38.7%
2. 特段の事情がない限り(通常)、認める運用を行っているが、スペースに限りがあるので傍聴希望者全員	357	24.0%	18	38.3%	7	35.0%	8	34.8%	211	28.4%	113	17.3%
は入室できないことがある										į .		
3. 常任委員会の傍聴は、一般市民には原則として認めない運用を行っている(別室で映像、音声等での傍	48	3.2%	3	6.4%	2	10.0%	0	0.0%	7	0.9%	36	5.5%
聴しか認めない場合も含む)												
4. 希望者があまりいないので、希望があったときに、判断する	291	19.6%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	44	5.9%	245	37.5%
5. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%

# Q16【傍聴者への資料提供】

傍聴者は、傍聴時に、議案本文や議案審議に用いる資料として議員に配布されている会議資料(議案説明資料等)を閲覧できますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	別区	ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部または傍聴者用に用意した資料を提供している(配布ま	623	42.0%	26	55.3%	7	35.0%	7	30.4%	318	42.9%	265	40.6%
たは閲覧可能)												

2. 傍聴者へは、議員に配布されているものと同じ資料を提供している(配布または閲覧可能)	405	27.3%	16	34.0%	12	60.0%	7	30.4%	230	31.0%	140	21.4%
3. 傍聴者への資料提供は行っていない	457	30.8%	5	10.6%	1	5.0%	9	39.1%	194	26.1%	248	38.0%

### Q17【審査後の資料公開】

議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(議案説明資料等)(議案一覧や日程・付託表等ではなく)(委員会資料等)を、審査後に、公開していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	引区	ī	5	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる	757	51.0%	33	70.2%	10	50.0%	14	60.9%	412	55.5%	288	44.1%
2. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、議会のホームページから	88	5.9%	9	19.1%	7	35.0%	7	30.4%	52	7.0%	13	2.0%
も閲覧できる												
3. 議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(説明資料等)は、公開していない	577	38.9%	5	10.6%	3	15.0%	2	8.7%	261	35.2%	306	46.9%
4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない	61	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	16	2.2%	45	6.9%

### Q18【委員会記録の内容および公開状況】(複数回答)

常任委員会の会議録(委員会記録)の内容と公開状況をお知らせください。

TILXLAVANM (女具ALIM/VIF)TCAM/N/N/COM/JC V/CCV ()												
(複数回答方式:該当するものをすべてお選びください)	全	本	都道原	苻県	政令	市	特別	川区	Ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しているが、ホームページでは閲覧で	112	7.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	4.0%	82	12.6%
2. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しており、ホームページでも閲覧でき	13	0.9%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.7%	7	1.1%
3. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない	546	36.8%	2	4.3%	1	5.0%	0	0.0%	217	29.2%	326	49.9%
4. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる	86	5.8%	14	29.8%	4	20.0%	2	8.7%	56	7.5%	10	1.5%
5. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない	350	23.6%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	182	24.5%	167	25.6%
6. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる	371	25.0%	31	66.0%	14	70.0%	21	91.3%	272	36.7%	33	5.1%
7. 常任委員会の会議録(委員会記録)は、作成していない	44	3.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	40	6.1%
8. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.8%

### Q19【会議状況(記録)のインターネット配信】(1)(複数回答)

インターネットによる会議の動画(録画)記録のオンデマンド配信(※生中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式でのインターネット配信)を行っていますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	市	Ī	町村	<u></u> 전
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1. 本会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている	786	52.9%	47	100.0%	20	100.0%	22	95.7%	553	74.5%	144	22.1%
2. 常任委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	111	7.5%	11	23.4%	9	45.0%	3	13.0%	80	10.8%	8	1.2%
3. 予算、決算を審査する委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	212	14.3%	28	59.6%	16	80.0%	14	60.9%	129	17.4%	25	3.8%
4. 予算、決算の審査以外の特別委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	96	6.5%	10	21.3%	6	30.0%	2	8.7%	69	9.3%	9	1.4%
5. 全員協議会の動画記録のオンデマンド配信を行っている	39	2.6%	5	10.6%	4	20.0%	0	0.0%	23	3.1%	7	1.1%
6. その他の会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている	42	2.8%	5	10.6%	4	20.0%	1	4.3%	26	3.5%	6	0.9%
7. 動画記録のオンデマンド配信は行っていない	690	46.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	187	25.2%	503	77.0%

# Q19【会議状況(記録)のインターネット配信】(2)(複数回答)

近年、「YouTube」や「Ustream」などのインターネット上の動画投稿・配信サービスを利用して会議状況を発信する議会が増えつつあります。このようなインターネット上での動画投稿・配信サービスの利用について、議会として利用しているものはありますか?(オンデマンド配信だけではなくライブ中継の場合も含みます)

	,											
(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道原	苻県	政令	市	特別	川区	<b>†</b>	ī	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
1. 議会としてYouTubeを利用して会議状況を配信している	160	10.8%	7	14.9%	5	25.0%	1	4.3%	103	13.9%	44	6.7%
2. 議会としてUstreamを利用して会議状況を配信している	134	9.0%	3	6.4%	1	5.0%	2	8.7%	93	12.5%	35	5.4%
3. 議会として「1」「2」以外の動画投稿・配信サービスを利用している	250	16.8%	8	17.0%	4	20.0%	6	26.1%	169	22.8%	63	9.6%
4. 議会としてインターネット上での動画投稿・配信サービスは利用していない	1002	67.5%	30	63.8%	11	55.0%	15	65.2%	429	57.8%	517	79.2%

### Q20【議案に対する賛否の公開】

起立または挙手などによる表決を行った議案に対する賛否(各議員または会派の対応、採決態度)を議会報や議会のホームページで公開していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. すべての議案について、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している	852	57.4%	24	51.1%	5	25.0%	7	30.4%	519	69.9%	297	45.5%
2. 重要議案についてのみ、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している	63	4.2%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	25	3.4%	36	5.5%
3. すべての議案について、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している	98	6.6%	15	31.9%	13	65.0%	16	69.6%	50	6.7%	4	0.6%
4. 重要議案についてのみ、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	2	0.3%
5. 議案に対する賛否(各議員または会派単位の対応、採決態度)は公開していない	465	31.3%	7	14.9%	1	5.0%	0	0.0%	144	19.4%	313	47.9%

### ◇政策提案・立法活動について

#### Q21【議決事件の追加】(1)

地方自治法第96条第1項の必要的議決事件の他に、第96条第2項にもとづいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.3%
1. 条例によって議決事件を追加している	1015	68.4%	40	85.1%	20	100.0%	18	78.3%	599	80.7%	338	51.8%
2. 条例によって追加している議決事件はない	467	31.4%	7	14.9%	0	0.0%	5	21.7%	142	19.1%	313	47.9%

#### Q22【議会による議案修正】(1)(件数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議員・議会等の意見等により、提出者が自ら取り下げ、出しなおし (誤字等の技術的な修正以外の内容にわたる修正)、その後、可決された議案は、何件ありましたか?

(記入回答:なかった場合には「O(ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

①否決された件数	全	本	都道	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	18	1.2%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	13	2.0%
[=0]	1329	89.5%	44	93.6%	19	95.0%	23	100.0%	664	89.5%	579	88.7%
[>0]	138	9.3%	2	4.3%	1	5.0%	0	0.0%	74	10.0%	61	9.3%

②再提出後可決された件数	全	体	都道.	府県	政令	市	特別	川区	7	ī	町	·村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	38	2.6%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	13	1.8%	24	3.7%
[-0]	1383	93.1%	45	95.7%	20	100.0%	23	100.0%	700	94.3%	595	91.1%
[>0]	64	4.3%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	29	3.9%	34	5.2%

### Q22【議会による議案修正】(2)(件数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか?

(記入回答:なかった場合には「O(ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

①提出された修正案の件数	全	本	都道	府県	政令	市	特別	引区	ī	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
[=0]	1210	81.5%	35	74.5%	10	50.0%	11	47.8%	567	76.4%	587	89.9%
[>0]	272	18.3%	12	25.5%	10	50.0%	12	52.2%	175	23.6%	63	9.6%

②可決された修正案の件数	<u> </u>	全体		都道	府県	政令	市	特別	区	Ħ	ī	町	 村
全体	148	5 1	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	4	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.2%	15	2.3%
Γ=0」	132	2	89.0%	44	93.6%	16	80.0%	19	82.6%	646	87.1%	597	91.4%
[>0]	13	9	9.4%	3	6.4%	4	20.0%	4	17.4%	87	11.7%	41	6.3%

# Q23【議員提案条例】(1)(記入回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、議員または委員会が提出した政策的な条例案(議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案)(※)の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案 名等をお知らせください。

(記入回答:ない場合には「0(ゼロ)」件とご記入いただき、次の設問にお進みください)

①提出された条例案	全	体	都道	府県	政令	市	特別	区	ħ	ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	4	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	3	0.5%
[=0]	1352	91.0%	24	51.1%	9	45.0%	13	56.5%	675	91.0%	633	96.9%
[>0]	127	8.6%	23	48.9%	11	55.0%	10	43.5%	66	8.9%	17	2.6%
②可決された条例案	全	体	都道	府県	政令	市	特別	川区	Ħ	Ī	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	23	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.2%	14	2.1%
[=0]	1360	91.6%	26	55.3%	10	50.0%	22	95.7%	686	92.5%	626	95.9%
[>0]	92	6.2%	21	44.7%	10	50.0%	1	4.3%	47	6.3%	13	2.0%

### Q23【議員提案条例】(2)(複数回答)

(1)で回答いただいたものを含め、2016年末までに議会が立案・制定した政策条例(※)(議員または委員会が提出した政策的な条例)に対して、条例施行後に、特別委員会を設置するなどの方法により、議会としての点検・見直しを実施しましたか?(議会が立案・制定した政策条例のすべてを対象とした場合だけでなく、特定の政策条例のみを対象とした場合も含みます。)

(複数回答方式:該当するものをすべてお選びください)

全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	75	5.1%	1	2.1%	0	0.0%	1	4.3%	22	3.0%	51	7.8%
1. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行い、条例の改正を実施した	18	1.2%	6	12.8%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.2%	3	0.5%
2. 実施状況の点検、効果の検証を議会として実施中である	23	1.5%	5	10.6%	2	10.0%	0	0.0%	11	1.5%	5	0.8%
3. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行ったが、条例の改正は行わなかった	25	1.7%	8	17.0%	2	10.0%	0	0.0%	8	1.1%	7	1.1%
4. 議会による政策条例の立法経験はあるが、実施状況の点検、効果の検証は行っていない	374	25.2%	29	61.7%	16	80.0%	7	30.4%	240	32.3%	82	12.6%
5. 議会による政策条例の立法経験がないため、議会としての評価・点検の実績はない	974	65.6%	0	0.0%	0	0.0%	15	65.2%	454	61.2%	505	77.3%

### Q24【議会によるパブリックコメント】(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、議会としてパブリックコメントを行う機会は、ありましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道座	存県	政令	市	特別	別区	<u>†</u>	ī _	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	1	0.29
1. 議会基本条例に関するパブリックコメントを実施した	39	2.6%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	25	3.4%	13	2.0
2. 議会基本条例以外での議会や議員にかかわる条例に関するパブリックコメントを実施した	8	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	4	0.6
3. 政策的な条例案(議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案)の制定・改廃に関する	38	2.6%	15	31.9%	2	10.0%	0	0.0%	19	2.6%	2	0.3
パブリックコメントを実施した												
4.「1」~「3」以外でのパブリックコメントを実施した	7	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	5	0.8
5. パブリックコメントは実施していない	1393	93.8%	32	68.1%	17	85.0%	23	100.0%	691	93.1%	630	96.5

### Q25【政策討論の場】(1)

議会としての政策提案・立法活動を行っていくために、常任(特別)委員会以外に政策討論会、議員提案条例研究会等、特別な場を設置していますか?

(単数回答:1つお選びください)	全	本	都道	苻県	政令	市	特別	川区	7	7	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	4	0.6%
1. 特別な場を、設置している	156	10.5%	26	55.3%	5	25.0%	0	0.0%	102	13.7%	23	3.5%
2. 特別な場は、設置していない(常任委員会、特別委員会などで対応している)	1324	89.2%	21	44.7%	15	75.0%	23	100.0%	639	86.1%	626	95.9%

#### Q25【政策討論の場】(2)(該当議会のみ)

(1)で「特別な場を、設置している」を選択された議会に伺います。2016年1月1日~12月31日の間に、具体的な開催実績はありましたか?

(1/ (1) 内があ物と、欧色している」と述がこれに成立に同いるが。2010年1711日 「27101日の同じ、大陸に	ᄼᆀᄧᅜ	こ小尺(ひひ)										
(単数回答:1つお選びください)	全	体	都道原	<b>府県</b>	政令	市	特別	引区	†	ī	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	1227	82.6%	21	44.7%	16	80.0%	22	95.7%	597	80.5%	571	87.4%
1. 開催実績はある	107	7.2%	19	40.4%	4	20.0%	0	0.0%	65	8.8%	19	2.9%
2. 開催実績はない	151	10.2%	7	14.9%	0	0.0%	1	4.3%	80	10.8%	63	9.6%

### Q26【専門的知見活用·附属機関】(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、附属機関や調査機関を設置しての調査検討や、専門的知見の活用、外部有識者等の助言を得る活動等を、議会として行ったことがありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください) 全体 都道府県 政令市 特別区 市 町村

全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.3%
1. 地方自治法100条の2にもとづく専門的知見の活用を行った	16	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	1.3%	6	0.9%
2. 議員以外に公募市民や外部有識者(学識者)等も参加する機関を設置して、調査検討を行った	8	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	6	0.8%	1	0.2%
3. 公募市民や外部有識者(学識者)等、議員以外で構成される機関を設置して、調査検討を行った	11	0.7%	2	4.3%	1	5.0%	3	13.0%	2	0.3%	3	0.5%
4. 専門的知見の活用や附属機関設置等は行っていない	1449	97.6%	45	95.7%	19	95.0%	20	87.0%	724	97.6%	641	98.2%

# Q27【事業·施策·計画の評価·点検】(複数回答)

2016年1月1日~12月31日の間に、議会が委員会等の特別な場を設置して行政の事務・施策・計画の評価・点検を行いましたか?行政が行った評価・点検結果を質疑等の資料として使うことだけでは、議会が 評価・点検主体となる取り組みには含まないものとします。

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	本	都道府	·県	政令	市	特別	川区	Ħ	†	町	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. 事務事業評価を行った	54	3.6%	1	2.1%	1	5.0%	0	0.0%	36	4.9%	16	2.5%
2. 施策評価を行った	18	1.2%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	11	1.5%	5	0.8%
3. 政策評価を行った	7	0.5%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	1	0.2%
4. 自治体計画(※)の進捗評価を行った	31	2.1%	5	10.6%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.0%	11	1.7%
5. まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人ロビジョン策定を受けて、既存の「基本構想」(Q5参照)の評価・	20	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10	1.3%	10	1.5%
点検を行った												
6. 「1」~「5」には該当しない方式での評価・点検を行った	27	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	14	1.9%	13	2.0%
7. 議会が評価・点検主体となる行政の評価・点検は行っていない	1352	91.0%	41	87.2%	19	95.0%	23	100.0%	663	89.4%	606	92.8%

# ◇特色ある議会改革の取り組みについて

### Q28【特色ある議会改革の取り組み】(1)(複数回答)

(1)SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用について、議会として利用しているものはありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全	体	都道原	<b>苻県</b>	政令	市	特別	川区	7	ក	町村	村
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. 議会としてTwitterアカウントを取得して利用している	35	2.4%	5	10.6%	4	20.0%	1	4.3%	21	2.8%	4	0.6%
2. 議会としてFacebookアカウントを取得してページを開設している	96	6.5%	7	14.9%	7	35.0%	1	4.3%	61	8.2%	20	3.1%
3. 議会としてLINEアカウントを取得してページを開設している	5	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.5%	1	0.2%
4. 議会として「1」~「3」以外のSNSサイト(Google+、Myspace、LinkedInなど)を開設している	7	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.4%	4	0.6%
5. 議会としてインターネット上でのSNSは利用していない	1361	91.6%	36	76.6%	11	55.0%	21	91.3%	666	89.8%	627	96.0%

# Q28【特色ある議会改革の取り組み】(2)(複数回答)

議会への市民参加あるいは議会と市民との協働として、議会「モニター」や議会「サポーター」等の制度を設ける議会が登場しつつあります。このような取組みについて実施しているものはありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)	全体		都道府県		政令市		特別区		市		町村	
全体	1485	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	23	100.0%	742	100.0%	653	100.0%
無回答またはその他	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%
1. 議会運営に関する意見・改善提言を行うモニター・サポーター等を導入している	29	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15	2.0%	14	2.1%
2. 議案審議に対して当該議案への意見等を申し述べるモニター・サポーター等を導入している	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	2	0.3%
3. 議会の政策審議への専門的助言を行うモニター・サポーター等を導入している	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
4. 議会議員と共に政策課題を審議検討するモニター・サポーター等を導入している	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.5%
5. 広報作成支援や議会報告会運営支援などを行うモニター・サポーター等を導入している	22	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.8%	16	2.5%
6. モニター・サポーター等を導入しているが、内容は「1」~「5」に該当しない	8	0.5%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	5	0.8%
7. 議会としてモニター・サポーター等の制度は導入していない	1427	96.1%	46	97.9%	20	100.0%	23	100.0%	719	96.9%	619	94.8%